

《ご案内》

大津市企業局では、平成31年（2019年）4月1日より、ガスの小売全面自由化におけるガスの小売契約先変更（スイッチング）等の手続きの円滑化を目的として、大津市（一般ガス導管事業者）と、お客様がご契約若しくはご契約の検討をされるガス小売事業者との間に限り、下記の個人情報の共同利用プライバシーポリシーに基づき、共同で利用させていただきます。

なお、この措置に関して、お客様のお手続きは発生いたしません。

記

大津市ガスの使用申込等に関する個人情報の共同利用プライバシーポリシー

大津市（大津市一般ガス導管事業者）は、ガスの使用等に関する個人情報について、以下の共同利用プライバシーポリシーに基づき、その利用目的において必要な情報をガス小売事業者等（ガス小売会社）と共同利用いたします。

【共同利用プライバシーポリシー】

1 共同利用する者の範囲	本市は、以下の事業者との間で、3に記載するガス使用者の個人情報を共同で利用することといたします。 ^{注釈1} ○ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者） ○一般ガス導管事業者（ガス事業法第35条の許可を受けた者）
2 共同利用の目的	○託送供給契約の締結、変更又は解約のため ○小売供給契約（最終保障供給に関する契約を含む。）の廃止取次 ^{注釈2} 及びガス供給者切替に伴う消費機器等の保安に関する情報の提供のため ○供給地点に関する情報の確認のため ○ガス使用量の検針、設備の保守・点検・交換、ガス漏れ等の緊急時対応その他の託送供給契約に基づく一般ガス導管事業者の業務遂行のため ○消費機器調査の結果の通知のため ^{注釈3}
3 共同利用する情報項目	○基本情報：氏名、住所、電話番号、小売供給契約番号 ○供給地点に関する情報：供給地点特定番号、計器情報、負荷計測器有無、メーターガス栓位置、検針情報、使用量情報、供給圧力、託送契約異動情報、建物情報 ○供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：ガス事業法 ^{注釈4} 第159条第4項に規定する通知に関する情報
4 共同利用の管理責任者	○基本情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する基本情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者） ○供給地点に関する情報：供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者 ○供給地点に関する消費機器等の保安に関する情報：小売供給契約を締結しているガス小売事業者（但し、最終保障供給を受けている需要者に関する情報については、供給地点を供給区域とする一般ガス導管事業者）

注釈1 本市は、共同利用の目的のために、情報項目ごとに必要な範囲の事業者を限定して、ガスの使用者の個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全てのガス小売事業者及び一般ガス導管事業者との間で、ガスの使用者の個人情報を共同利用するものではありません。

注釈2 「小売供給契約の廃止取次」とは、ガスの使用者から新たに小売供給契約の申込みを受けた事業者が、当該ガスの使用者を代行して、既存のガス小売事業者に対して、小売供給契約の解約の申込みを行うことをいいます。

注釈3 ガス小売事業者は、ガス事業法第159条第4項の規定により、そのガス小売事業の用に供するためのガスに係る託送供給を行う一般ガス導管事業者に対し、消費機器調査の結果を通知する義務が課せられています。

注釈4 ガス事業法とは、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年6月24日法律第47号）第5条による改正後のガス事業法（昭和29年3月31日法律第51号）をいいます。